

令和4年第Ⅱ回 監査論【講評】

短答式試験，おつかれさまでした。

今回の短答式試験の問題数は，最近の傾向通り 20 問でした。また，出題実績のない分野からの出題はありませんでした。全体の難易度としては，**前回の 2022 年第Ⅰ回（2021 年 12 月実施）の短答式試験と比べると，やや易化した**といえます。

今回の試験の特徴としては以下が挙げられます。

- ・ 監査制度論（公認会計士法，金融商品取引法監査，会社法監査）からの出題が 6 問と多かった。
- ・ 例年に比べ，監査実施論からの出題が少なかった。
- ・ 令和 2 年の監査基準の改訂に関する問題が出題された。
- ・ 問題文の読み取りが難しい肢や細かな規定の肢が含まれている問題もあったが，消去法で正答に辿り着ける問題が多かった。

今回はこのような試験傾向であったため，比較的实力が反映されやすい問題であったのではないかと感じています。

次に，出題範囲については，ここ数年の短答式試験の傾向どおり**幅広く様々な分野から出題**されています。具体的には，監査報告論から 4 問，金融商品取引法監査制度から 3 問，会社法監査制度から 2 問，監査実施論から 2 問（監査実施論総論，会計上の見積りの監査），監査基準論から 2 問，監査の品質管理から 2 問，監査の歴史，公認会計士法，四半期レビュー，監査主体論，不正リスク対応基準，から 1 問ずつ出題されています。その一方で，近年，短答式試験において毎回出題されていた，リスク・アプローチ監査，内部統制監査の分野からの出題がありませんでした。

なお，**頻出分野から 17 問出題されております**。そのため，例年通り重要性の低い分野にこだわりすぎず，**重要性の高い頻出分野について網羅的に学習していたかどうかで点数差がついた**試験であったと感じています。

今回の短答式試験の難易度は，正答したい A ランクの問題が 15 問，正答が可能な B ランクの問題が 4 問，解無しの問題が 1 問でした。

なお，今回の試験の目標点は，A 問題については 15 問中 13 問，B 問題については 4 問中 2 問正答していただきたいので，**75 点**（解無し除く）になります。

令和4年公認会計士試験

第Ⅱ回短答式試験

監査論・解答解説

問題 1 正解 5 (難易度: A)

- ア. × 昭和 25 年 3 月の証券取引法の改正により、公認会計士による財務諸表監査の採用が決定され、その後同年 7 月に監査基準及び監査実施準則が公表された。したがって、**我が国の監査基準は、証券取引法に監査の規定が導入された後に公表されたこと**から、監査基準は、証券取引法に監査の規定が導入されたと同時に公表されたとする本肢は誤りである。
- イ. ○ 証券取引法に基づく公認会計士監査は、昭和 25 年の同法改正により義務付けられることとなったが、その後直ちに正規の財務諸表監査制度が導入されたわけではない。具体的には、初年度においては監査の基礎的条件の整備を目的とした会計制度監査が実施され、その後の各年度においては、財務諸表項目の一部について監査する部分的監査を実施することとし、逐次その範囲が拡大された。このように、正規の財務諸表監査は、5 年間かけて漸進的な導入が図られた（「監査基準の設定について」）。
- ウ. × 昭和 25 年の商法の改正において取締役会制度が導入されたことに伴い、業務監査権限は監査役から取締役会へ委譲され、監査役職務は会計監査が基本となったが、昭和 49 年の商法の改正において監査役に再度業務監査権限が付与されることとなった。つまり、**監査役権限が業務監査に限定された歴史は存在しない**。
- エ. ○ 昭和 40 年から 41 年にかけての粉飾決算の多発に伴い、昭和 41 年における公認会計士法の改正によって監査法人制度が創設された。

問題 2 正解 2 (難易度: A)

- ア. ○ (「公認会計士法」第 34 条の 14 第 1 項)
- イ. × 監査法人の社員のうち、一定割合以上を公認会計士である社員が占めることが求められているが、ここでいう公認会計士である社員には、**外国公認会計士も含まれる**（「公認会計士法」第 34 条の 2 の 2 第 1 項、第 34 条の 4 第 3 項）。
- ウ. ○ (「公認会計士法」第 34 条の 10 の 5 第 1 項)
- エ. × 無限責任監査法人の行う**財務書類の証明業務**については、**公認会計士である社員のみが各自監査法人を代表するので、特定社員が監査法人を代表することはできない**。また、無限責任監査法人は、特定の監査証明について業務を担当する社員（指定社員）を指定することができ、**当該監査証明（指定証明）に関しては指定社員のみが業務を執行し、法人を代表する**（「公認会計士法」第 34 条の 10 の 3 第 1 項、第 34 条の 10 の 4 第 1 項、第 3 項）。

問題 3 正解 3 (難易度: A)

- ア. ○ (「金融商品取引法」第24条第1項第4号, 第193条の2第1項)
- イ. × 有価証券報告書提出会社のうち, 非上場会社が**任意で提出する四半期報告書に含まれる四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表についても, 公認会計士又は監査法人による四半期レビューを受ける必要がある**(「金融商品取引法」第24条の4の7第2項, 第193条の2第1項, 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」第1条第9号, 第11号)。
- ウ. × 前段は正しい。しかし, 金融商品取引法においては, 上場会社の親会社が提出する**親会社等状況報告書に含まれる財務計算に関する書類については, 公認会計士又は監査法人による監査を受けることは求められていない**(「金融商品取引法」第24条の7第1項, 第193条の2第1項, 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」第1条各号参照)。
- エ. ○ (「金融商品取引法」第193条の2第1項第1号)

問題 4 正解 1 (難易度: A)

- ア. ○ (「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」第5条第1項, 第2項第1号, 「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令」第8条)
- イ. ○ (「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」第5条第1項, 第2項第4号)
- ウ. × **臨時報告書については, その内容に関わらず, 公認会計士又は監査法人による監査を受ける必要はない**(「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」第1条各号参照)。
- エ. × 訂正報告書に含まれる**訂正後の四半期連結財務諸表又は四半期財務諸表については, 公認会計士又は監査法人による四半期レビューを受けなければならない**(「金融商品取引法」第24条の4の7第4項, 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」第1条第15号)。

問題 5 正解 4 (難易度: A)

- ア. × **公認会計士又は監査法人による監査証明の対象となる有価証券報告書に含まれる財務計算に関する書類に, その他の記載内容である「主要な経営指標の推移」は含まれない**(「金融商品取引法」第193条の2第1項, 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」第1条第7号~第8号)。
- イ. ○ なお, 本肢は, 上場会社の財務諸表監査を前提にしているため, 監査人は, 監査における不正リスク対応基準に準拠して監査を実施することが求められる(「金融商品取引法」第193条の2第1項, 「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」第3条第3項~第5項)。
- ウ. ○ (「金融商品取引法」第21条第1項第3号, 第2項第2号, 第21条の2第1項, 第2項)

- エ. × 公認会計士又は監査法人が相当の注意を怠ったことにより、虚偽又は不当の監査証明を行った場合、内閣総理大臣は、一年以内の期間を定めて、当該期間内に提出される有価証券報告書で当該公認会計士又は監査法人の監査証明に係るものの**全部又は一部を受理しない旨の決定をすることができる**。すなわち、内閣総理大臣は、当該監査法人が監査を行った**他の会社の有価証券報告書についても、受理しない旨の決定をすることができる**ため、本肢は誤りである（「金融商品取引法」第193条の2第7項）。

問題 6

正解 1 （難易度：A）

- ア. ○（「会社法」第2条第6号，第328条，第436条第2項第1号）
 イ. ○（「会社法」第327条第5項）
 ウ. × 会計監査人が、（1）職務上の義務に違反し、若しくは職務を怠った場合、（2）会計監査人としてふさわしくない非行があった場合、（3）心身の故障のために職務の遂行に支障があり、若しくはこれに堪えない場合、**監査役全員の同意**をもって、会計監査人を解任することができる。そのため、このような場合であっても、監査役の過半数の同意だけでは会計監査人を解任することはできない（「会社法」第340条第1項，第2項）。
 エ. × 連結計算書類については、定時株主総会の招集通知に添付しなければならないが、連結計算書類に係る**会計監査報告については、定時株主総会の招集通知に添付することは要求されておらず、会社の任意とされている**（「会社法」第444条第6項，「会社計算規則」第134条第2項）。

問題 7

正解 3 （難易度：A）

- ア. ○（「会社法」第397条第1項，第3項）
 イ. × 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人設置会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は会計監査人設置会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。なお、**会計監査人が当該権限を行使するに当たっては、会計監査人設置会社の監査役等の承認は不要である**（「会社法」第396条第3項）。
 ウ. × 会社が連結計算書類として連結キャッシュ・フロー計算書を作成した場合であっても、当該**連結キャッシュ・フロー計算書は会計監査人の監査対象外である**（「会社法」第444条第1項，第4項，「会社計算規則」第61条第1号）。
 エ. ○（「会社法」第398条第1項）

問題 8 正解 6 (難易度：A)

- ア. × 監査人は**四半期財務諸表の作成に係る内部統制を含む、企業及び企業環境について十分な理解を得ることが求められている**（「四半期レビュー基準」第二 1）。
- イ. × 四半期レビューにおいては、質問に対する回答が合理的であり、かつ、総合的であるかについて、十分注意を払う必要があるが、**通常、質問に対する回答を裏付ける証拠を入手することは要求されていない**（監査・保証実務委員会報告第 83 号「四半期レビューに関する実務指針」31 項）。
- ウ. ○（「四半期レビュー基準」第一）
- エ. ○（「四半期レビュー基準」第三 6）

問題 9 正解 5 (難易度：A)

- ア. × 審査担当者は、監査チームが行った監査手続、監査上の重要な判断及び監査意見の形成を客観的に評価するのに十分かつ適切な経験と職位等の資格を有する者である必要があり、**小規模な監査事務所においてもこれは同様である**（監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」6 項(9)）。
- イ. ○（「四半期レビュー基準」第三 2）
- ウ. × 不正による財務諸表の重要な虚偽表示の疑義があると判断した場合には、監査事務所は、当該監査業務の監査意見が適切に形成されるよう、当該疑義に対応する十分かつ適切な経験や職位等の資格を有する審査の担当者（適格者で構成される会議体を含む）を選任する必要がある。このような場合、監査事務所は、不正による重要な虚偽表示の疑義の内容及び程度に応じて、必要な場合には、追加で審査担当者を選任することもあれば、適格者で構成される会議体により審査を実施することもあるが、**必ずしも会議体による審査を実施しなければならないわけではない**（「監査における不正リスク対応基準」第三 7、「監査における不正リスク対応基準の設定について」二 4(4)③、品質管理基準委員会報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」F A42-2 項）。
- エ. ○（監査基準委員会報告書 220「監査業務における品質管理」6 項(9)、19 項）

問題10

正解 4 (難易度: A)

- ア. × 監査事務所の査閲に関する方針及び手続は、監査チームのより経験のあるメンバーが経験の浅いメンバーの作成した監査調書を査閲するという原則に基づいて定められなければならないため、前段は正しい。しかし、**監査調書の機密性、保管の安全性、情報の完全性を確保する責任は監査事務所にある**ため、監査事務所は、**査閲者が監査調書の機密性、保管の安全性、情報の完全性について検討することを規定する必要はない**(品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」32項、45項)。
- イ. ○ (品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」61項)
- ウ. ○ (監査基準委員会報告書900「監査人の交代」8項、A3項)
- エ. × 監査事務所は、新規の監査契約の締結時のみならず、**契約の更新時においても、監査事務所が監査業務を実施するための適性及び能力を有していることを検討しなければならない**(品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」25項)。

問題11

正解 4 (難易度: A)

- ア. × 前段は正しい。しかし、平成14年改訂によっても、主たる監査人と他の監査人との責任のあり方についての考え方は、当該改訂以前から変わっていない。すなわち、**他の監査人の監査の結果を利用する場合も、監査に関わる責任は主たる監査人が負うものであり、原則としてその旨を監査報告書に記載してはならない**(「監査基準の改訂について(H14)」三8(6))。
- イ. ○ 「監査基準」第三三3、「監査基準の改訂について(H17)」二4)
- ウ. ○ (「監査基準の改訂について(H26)」二3)
- エ. × 不適正意見を表明する場合には、当該意見に至った理由以外の事項を「監査上の主要な検討事項」に記載することは可能であるが、**意見不表明の場合においては、財務諸表全体に対する意見表明の基礎を得ることができていないにもかかわらず、当該事項について部分的に保証しているかのような印象を与える可能性があるため、「監査上の主要な検討事項」を記載することは認められない**(「監査基準の改訂について(H30)」二1(4))。

問題12 正解 5 (難易度: A)

- ア. × 監査基準は、金融商品取引法に基づく監査のみならず、会社法に基づく監査など、財務諸表の種類や意見として表明すべき事項を異にする監査も含め、**公認会計士監査のすべてに共通する**ものである。したがって、**任意監査においても、監査基準の遵守が求められる**（「監査基準の改訂について(H14)」二3）。
- イ. ○（「監査基準の設定について」）
- ウ. × 中間監査の目的は、経営者の作成した中間財務諸表が、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、企業の間接会計期間に係る財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにある。このように、中間監査の立証命題は「適正性」ではなく「**有用性**」である（「中間監査基準」第一）。
- エ. ○（監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」4項）

問題13 正解 6 (難易度: B)

- ア. × 監査人が、**過去の経験に基づいて、ガバナンスに責任を有する者に対して信頼が置けると認識していたとしても、それによって職業的懐疑心を保持する必要性が軽減されるわけではない**（監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」A21項）。
- イ. × 監査対象の財務諸表の基礎となる会計情報を処理するシステムが情報技術を高度に取り入れたものである場合は、監査の実施に当たって、統制リスク等の各種のリスク評価に大きく関係することから、企業が利用している**情報技術とシステムに関する十分な知識と対応できる技術的な能力の保持が監査人に求められる**。そのため、監査人は、ITに関する基礎知識を習得し、アップデートすることが求められる（「監査基準の改訂について(H14)」三7）。
- ウ. ○ 監査人は、監査報告書を発行するための基礎を得たことを示す、十分かつ適切な記録となるように監査調書を作成するため、原則として、事務的な作業を除き、監査調書は監査報告書日までに作成しなければならない（監査基準委員会報告書 230「監査調書」7項(3)、13項、A22項）。
- エ. ○（監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」A24項）

問題14

正解 6 (難易度: B)

- ア. × 売掛金残高に対する確認手続は、売掛金の実在性には適合するが、**売掛金の回収可能性(評価の妥当性)には必ずしも適合しない**。なお、基準日における売掛金の実在性が確かめられれば、売上の先行計上がないことも確かめられるので、売掛金残高に対する確認手続を実施することにより、売上高の期間帰属に関する監査証拠を入手することもできる(監査基準委員会報告書 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」A48項)。
- イ. × 棚卸資産の実地棚卸の立会は、**棚卸資産の実在性及び状態に係る十分かつ適切な監査証拠を入手することができる監査手続**である。この点、棚卸資産の状態に係る十分かつ適切な監査証拠は、**棚卸資産の評価の妥当性を検討する目的に適合するため**、本肢は誤りである(監査基準委員会報告書 501「特定項目の監査証拠」3項)。
- ウ. ○ (監査基準委員会報告書 500「監査証拠」A15項)
- エ. ○ 残高確認であれば、blank確認状を利用することにより借入金残高の網羅性を検討できる場合もあるが、通常、銀行が発行する残高証明書の閲覧では、企業が残高証明書をすべて提供するとは限らないため、借入金残高の網羅性を検討する目的には適合しない。

問題15

正解 6 (難易度: B)

- ア. × 監査人は、実施した監査手続と入手した監査証拠に基づき、適用される財務報告の枠組みに照らして**会計上の見積り及び関連する注記事項が合理的であるか虚偽表示であるかを評価**することが求められている。このとき、適用される財務報告の枠組みに照らして**合理的であるとは、適用される財務報告の枠組みに準拠しているだけでなく、その枠組みにおける測定基礎の目的に合致した判断が行われていることを意味している**。すなわち、適用される財務報告の枠組みにおける測定基礎の目的に合致した判断が行われているかの検討は、**評価した見積り項目に関する固有リスクの程度に関わらず、実施する必要がある**(監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」9項, A13項)。
- イ. × 経営者による見積額及び見積りの不確実性に関する注記事項を評価するために監査人の見積額又は許容範囲を設定する場合、監査人は、自らが使用した見積手法、仮定及びデータが適用される財務報告の枠組みに照らして適切であるかどうかを評価するリスク対応手続を実施しなければならない。**この手続は、経営者が適用した見積手法、仮定及びデータに対するリスク対応手続と同一の手続である**(監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」27項)。
- ウ. ○ (監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」13項, A55項)
- エ. ○ (監査基準委員会報告書 540「会計上の見積りの監査」17項, 38項(2))

問題16

正解 解なし (難易度：一)

- ア. ○ (監査基準委員会報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」11 項(2), A 7 項)
- イ. × 監査人は、監査において入手した証拠と到達した結論の観点から、その他の記載内容と監査人が監査の過程で得た知識の間に重要な相違があるかどうかを検討することが求められているが、**「当該記載内容に重要な誤りがないかを判断した上で」検討することは求められていない**ため、誤りであるといえる。また、監査人は、**重要な相違があると思われる場合** (又は重要な誤りがあると思われるその他の記載内容に気付いた場合)、当該事項について経営者と協議し、(1) その他の記載内容に**重要な誤りがあること**、(2) 財務諸表に重要な虚偽表示があること、(3) 監査人の企業及び企業環境に関する理解を更新する必要があることに該当するかどうかを**判断するために、必要に応じてその他の手続を実施しなければならない**。したがって、重要な誤りがないかを判断した上で、監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討するという本肢は、**検討する順番が反対である**ため、誤りであるともいえる。その一方で、監査基準委員会報告書 720 の目的が、①その他の記載内容と財務諸表との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、②その他の記載内容と監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、③重要な相違又はその他の記載内容に重要な誤りがあると思われる状況を識別した場合、適切に対応すること、④ ①～③の検討結果を踏まえたうえで、その他の記載内容に関する事項を適切に報告することである点を踏まえれば、検討する順番はそこまで重要ではないと考えることもできるため、正しいと判断することもできる (監査基準委員会報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」10 項, 13 項(2), 15 項(1))。
- ウ. × 監査人は、財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識に関連しないその他の記載内容については、通読の過程で重要な誤りがあると思われる兆候に注意を払わなければならない (監査基準委員会報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」14 項)。その結果、**重要な誤りがあると思われる兆候がない場合には、当然に重要な誤りがないと判断し、重要な誤りがあると思われるその他の記載内容に気付いた場合には、重要な誤りがあるかどうかを判断するために、必要に応じてその他の手続を実施する必要がある** (監査基準委員会報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」15 項(1))。そのため、監査人は、財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識に関連しないその他の記載内容についても、重要な誤りがあるかどうかを判断する必要があるため、本肢は誤りである。その一方で、本肢の正誤判断を同報告書の 14 項のみで行うのであれば、重要な誤りがあるかどうかの判断までは求められていないため、正しいと判断することもできる。
- エ. × 監査人の責任は、その他の記載内容に関する**保証業務を構成するものではなく**、監査人にその他の記載内容について**保証を得て意見又は結論を表明する義務を課すものでもない**。そのため、監査報告書の「その他の記載内容」区分には、その他の記載内容に対する保証の結論が記載されているわけではない (監査基準委員会報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」8 項, A28 項)。

問題17

正解 3 (難易度: A)

- ア. ○ (監査基準委員会報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」10項～13項)
- イ. × 監査人は、**監査役等とコミュニケーションを行った事項の中から**、監査を実施する上で監査人が**特に注意を払った事項を決定**しなければならず、その中から、更に、当年度の監査において、**職業的専門家として特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項として決定**する。そのため、本肢は、「**当年度の財務諸表の監査において特に注意を払った事項の決定**」と「**監査役等とコミュニケーションを行う事項**」の関係が**反対になっている**ため、誤りである(「監査基準」第四七 1、監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」8項、9項)。
- ウ. × 監査人は、継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であっても**重要な不確実性が認められる場合**で、継続企業の前提に関する**注記が適切である場合には**、監査報告書に「**継続企業の前提に関する重要な不確実性**」区分を設けた上で**無限定適正意見を表明**する。その一方で、当該**注記が適切でない場合には**、監査人は、状況に応じて**限定付適正意見又は不適正意見を表明**する。このように、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合において、適切に行われた継続企業の前提に関する注記を注意喚起するために設ける区分は、強調事項区分ではなく「**継続企業の前提に関する重要な不確実性**」区分である。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められることをもって、限定付適正意見又は不適正意見を表明しなければならないわけでもない(「監査基準」第四六 1, 2、監査基準委員会報告書 570「継続企業」21項、22項)。
- エ. ○ (監査基準委員会報告書 705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」24項)

問題18

正解 2 (難易度: A)

- ア. ○ (監査基準委員会報告書 710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」2項～3項、6項～8項「比較情報に対する監査意見の表明について」Ⅱ 2)
- イ. × 対応数値の場合、監査人は、**当年度の財務諸表のみについて**、経営者確認書に記載することを要請する。これは、監査意見が、対応数値を含む当年度の財務諸表に対するものであるためである(監査基準委員会報告書 710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」8項、A 1項)。
- ウ. ○ (監査基準委員会報告書 710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」11項、A 6項)
- エ. × 監査報告書のその他の事項区分に比較情報が監査されていない旨を記載することによっても、**当年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす虚偽表示が期首残高に含まれていないという十分かつ適切な監査証拠の入手に関する要求事項は免除されない**(監査基準委員会報告書 710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」13項)。

問題19

正解 3 (難易度: B)

- ア. ○ (監査基準委員会報告書 560「後発事象」5項, 6項)
- イ. × 前段は正しい。しかし、**我が国における財務諸表の承認日は**, 経営者が実施した後発事象の評価期間の末尾を指し、**通常, 経営者確認書の日付**となるので、株主総会又は取締役会による最終承認日ではない(監査基準委員会報告書 560「後発事象」4項(4), A 2項, A 3項)。
- ウ. × 本肢の状況の場合、監査人は、訂正後の財務諸表に対する監査報告書を提出する。すなわち、この場合、監査報告書は既に発行済であることから、**差し替えという対応ではなく, 新たな監査報告書を提出するという対応が必要となる**(監査基準委員会報告書 560「後発事象」14項(3)②)。
- エ. ○ (監査基準委員会報告書 560「後発事象」4項(5), A 4項)

問題20

正解 1 (難易度: A)

- ア. ○ (「監査における不正リスク対応基準」第二 11, 付録2 3)
- イ. ○ (監査基準委員会報告書 240「財務諸表監査における不正」F 38-2項, F A 56-2項)
- ウ. × **監査事務所が行う不正リスクへの対応状況についての定期的な検証の範囲**には、不正に関する教育・訓練のみならず、**監査契約の新規の締結及び更新も含まれる**(「監査における不正リスク対応基準」第三 10)。
- エ. × 財務諸表の虚偽の表示は不正又は誤謬から生じるが、監査における不正リスク対応基準においては、**監査人が財務諸表監査において対象とする重要な虚偽の表示の原因となる不正について取り扱い, 誤謬については対象としていない**(「監査における不正リスク対応基準の設定について」二 2(1))。